

八王子市立学校内開放教室使用団体登録要領

(目的)

- 1 この要領は、八王子市立学校内開放教室の試行開放に関する基準第5条に規定する開放教室を使用する団体の登録について、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の基準)

- 2 この登録を受けようとする団体は、次の基準を満たしていなければならない。
 - (1) 活動内容が、生涯学習活動、地域コミュニティ活動等の学校施設を使用するの
にふさわしいものであること。
 - (2) 団体の構成員が5人以上で、当該構成員の2分の1以上の者が八王子市内に在
住、在勤又は在学していること。
 - (3) 団体の事務所又は連絡先が八王子市内にあること。
 - (4) 団体の組織及び活動のために代表者を置き、代表者が成人であって、規約又は
会則を有し、八王子市内を中心にして継続的に活動を行うものであること。

(登録の申請)

- 3 この登録を受けようとする団体は、申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）に次の書類を添えて、八王子市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請するものとする。
 - (1) 規約又は会則
 - (2) 会員名簿
 - (3) 年間活動（事業）計画書

(有効期間)

- 4 登録の有効期間は3年間とする。ただし、試行期間中については、登録の有効期間は、登録時点からその年度の末日までとし、毎年度登録するものとする。

(登録証の発行)

- 5 委員会で審査の上、登録を認めた団体については、開放教室使用団体登録証（第3号様式）を発行するものとする。

(代表者の変更)

- 6 登録団体の代表者に変更があったときは、すみやかに変更届（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。

(登録の取消)

- 7 登録団体で目的以外に開放教室を使用し、又は登録団体としてふさわしくない活動を行ったときは登録を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成12年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 9月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年 9月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 3月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 3月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 3月 1日から施行する。